

## 第56回 東北地区高等専門学校体育大会 大会要項

1. 趣 旨 東北地区高等専門学校における体育の健全な発達と普及を図るとともに、学生相互の親睦に資することを目的とする。
2. 主 催 東北地区高等専門学校体育連盟
3. 大会実行組織 東北地区高等専門学校体育連盟競技・運営専門委員会
4. 統括主管校 福島工業高等専門学校
5. 競技開催校 八戸工業高等専門学校 一関工業高等専門学校  
仙台高等専門学校名取キャンパス 仙台高等専門学校広瀬キャンパス  
秋田工業高等専門学校 鶴岡工業高等専門学校  
福島工業高等専門学校
6. 共 催 鶴岡市、鶴岡市教育委員会
7. 後 援 

青森県ハンドボール協会、八戸水泳協会、岩手県一関野球協会、岩手県東磐井野球協会、岩手県西磐井野球協会、一関市、一関市体育協会、一般社団法人岩手県バスケットボール協会、一関市バスケットボール協会、名取市、一般社団法人宮城県サッカー協会、NPO法人名取市体育協会、仙台市体育協会、宮城県テニス協会、宮城県剣道連盟、秋田県、秋田県教育委員会、公益財団法人秋田県体育協会、秋田県卓球協会、秋田市、秋田市教育委員会、秋田市卓球連盟、秋田市体育協会、秋田県ラグビーフットボール協会、山形県ソフトテニス連盟、特定非営利活動法人鶴岡市体育協会、三川町、三川町教育委員会、山形県柔道連盟、いわき市、いわき市教育委員会、いわき市体育協会、一般財団法人福島陸上競技協会、いわき陸上競技協会、福島県バレーボール協会、いわき市バレーボール協会
--
8. 参加校 八戸工業高等専門学校 一関工業高等専門学校  
仙台高等専門学校名取キャンパス 仙台高等専門学校広瀬キャンパス  
秋田工業高等専門学校 鶴岡工業高等専門学校  
福島工業高等専門学校
9. 大会期日 令和元年 7月 5日(金)～7月 7日(日)  
令和元年10月18日(金)～10月22日(火) : ラグビーフットボール
10. 競技種目・競技日程・競技会場・競技開催校 一覧表のとおり

11. 事務局 大会事務局を、統括主管校に置く。  
各種目毎の事務局を、当該競技実行委員会に置く。
12. 競技方法 各種目別競技実施要項による。
13. 参加資格
- (1) 参加選手は、東北地区の高等専門学校に在籍している学生（外国人留学生を含む。）で、校長が出場を認め、健康証明のある者とする。
  - (2) 参加チーム及び参加選手は、当該年度に各競技団体等に加盟登録した者とする。なお、加盟登録を証明できる文書の写しを、代表者会議の席上で、競技委員長に提出する。ただし、女子の団体種目はその限りではない。
  - (3) 本大会は、全国高専体育大会の参加資格に基づいて予選を兼ねるものとする。
  - (4) 日本高等学校野球連盟に加盟した学校の3年生までの者は、硬式野球競技に参加できない。ただし、年齢上加盟できない者は参加できる。
14. 表彰
- (1) 団体戦……上位3位まで賞状、優勝校には優勝杯並びにメダルを授与する。
  - (2) 個人戦……上位3位まで賞状、優勝者にはメダルを授与する。
  - (3) 3回連続団体優勝校にはレプリカを授与する。
15. 参加申込 各種目別競技実施要項に定めた方法による。
16. 競技組合せ 各種目別競技実施要項に定めた方法による。
17. メンバー変更
- (1) 全競技の監督、コーチ及びマネージャーの変更は、代表者会議の席上で口頭により申し出れば認められる。
  - (2) 選手の変更については、代表者会議の席上で競技委員長に「選手変更届(様式1)」と写し7部を提出し、承認を得るものとする。  
ただし、水泳競技の選手変更は一切認めない。
18. 開会式及び閉会式 各種目別競技実施要項に定めた方法による。
19. 個人情報の取扱い
- (1) 競技結果について、個人名などをホームページ、報道等に公表して欲しくない者は、学校を通じて競技実行委員会事務局に申し出てください。事前に申し出のない場合は、公表します。
  - (2) 「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、大会参加申込書等により取得した個人情報は、大会運営、結果公表等の目的以外には使用いたしません。

## 20. その他

- (1) 選手の競技中の負傷については、競技開催校側が応急処置を施すが、その後の処置は当該校で行う。
- (2) 参加学生は、健康保険証又は同写しを持参すること。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所定の用紙を各学校で持参すること。
- (4) 全国大会に出場できるチーム数及び選手数(別表 今大会における全国大会出場チーム・選手数)は、全国高等専門学校体育大会開催規則(第10条)及び各種目別全国大会競技実施要項による。
- (5) 個人競技の全国大会出場権を得た者が、その後の不慮の事故等により登録不可能となった場合は次位の者が出場権を得るものとする。